

答 申 第 1 1 0 号

平成15年1月9日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年2月22日付け中旅第23号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成13年11月20日付けで異議申立人から提起された平成13年10月29日付け中旅第16号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成13年10月29日付け中旅第16号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 安房支庁へ開示請求したのであって、担当課が違う。

出先機関が、総合窓口に代わって担当課を捜して行政文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を処理する旨が条例又は処理基準のどこにあるのか明示していない。

イ 安房支庁が、パスポートの交付日を記録していない違法を隠そうと、別の部署から通知するのは条例違反である。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

ア 「パスポートを受け取った日がわかる書類」として一般旅券受理票（以下「受理票」という。）を特定したが、受理票の保存期間は年度経過後1年としているところである。異議申立てに係る行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る文書は、存在するか確認できないが、仮にあったとしても保存期間を経過し、平成12年度末に廃棄済みである。

イ 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条では、行政文書の開示請求は実施機関（条例第2条に規定する実施機関をいう。以下この項及び4(3)イ(ア)において同じ。）に対して行うこととされ、条例第12条

の規定により開示・不開示の決定も実施機関の名において行うこととされているところ、本件開示請求に対する決定は実施機関である知事の名においてなされており、条例違反の事実はない。

ウ 旅券発給業務において、受理票は、各支庁から中央旅券事務所に送付され、同事務所で保管しており、同事務所が担当課（所）として本件開示請求を処理したものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件開示請求について

本件開示請求の内容は、「平成11年4月又は5月に鋸南町職員〇〇〇〇が公務として海外視察のために発行されたパスポートを受け取った日がわかる書類」というものである。

(2) 旅券発給業務について

実施機関の説明によれば、次のとおりであることが認められる。

ア 現在、旅券発給業務は外務大臣から知事への法定受託事務であり、知事は、旅券法第21条の2、同法施行令第4条の規定により、一般旅券の発給申請受理及び旅券の作成並びに交付に関する事務を行っている。

本県では、中央旅券事務所、東葛飾旅券事務所において、旅券申請受理及び審査並びに旅券作成及び交付を行い、また、安房支庁を含む8支庁において、旅券申請受理及び審査、交付を行っている。

イ 支庁に旅券申請があった場合の旅券発給業務の流れは、次のとおりである。

(ア) 支庁では、一般旅券発給申請書（以下「発給申請書」という）の1次審査を行った上で申請者に受理票を交付するとともに2次審査を行い、即日、書留速達郵便で中央旅券事務所へ当該発給申請書を送付する。

なお、受理票の用紙には、一般旅券受領証（以下「受領証」という。）も併せて印刷されている。

(イ) 中央旅券事務所では、当該発給申請書を点検し、外務省のオンラインによる審査を経て旅券を作成し、旅券審査を経た上で、当該旅券及び当該発給申請書を支庁に

送付する。

なお、発給申請書は、支庁において旅券発行日の属する月を経過した後6か月間保管した上で、中央旅券事務所において、2か月分の発給申請書をまとめて委託の方法により奇数月に廃棄処分している。

(ウ) 支庁では、当該旅券を点検し、受理票（受領証）と引換の上で旅券を交付し、即日、書留速達郵便で中央旅券事務所へ受理票（受領証）を送付する。

なお、受理票（受領証）には、受領年月日を記入する部分、旅券受領者署名欄及び収入印紙、千葉県収入証紙の貼付欄が設けられ、交付に当たって、印紙、証紙に日付入りの消印が行われる。

(エ) 中央旅券事務所では、当該受理票（受領証）により交付年月日を電算登録し、当該受理票（受領証）は交付日ごとに束ねた上で交付日の札を貼付し、ロッカーに施錠して交付日の属する年度を経過した後1年間保管した上で、委託の方法により年度末に廃棄処分している。

(3) 本件開示請求に係る対象文書の不存在について

ア 実施機関は、本件開示請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、存在するか確認できないが、仮にあったとしても保存期間を経過し、廃棄済みである旨主張するので、以下検討する。

(ア) 上記(2)のとおり、「パスポートを受け取った日がわかる書類」としては、受理票（受領証）が該当するものと認められる。

(イ) ところで、受理票（受領証）の保存期間及び廃棄処分については、交付日の属する年度を経過した後1年間保管した上で委託の方法により年度末に廃棄処分しているとの実施機関の説明である。

このことは、実施機関において受理票（受領証）の保存期間を年度経過後1年間とする旨の内規が設けられていることから、本件開示請求で名指しされた者に係る受理票（受領証）がかつて存在したかどうかはさておき、平成11年度の受理票（受領証）は平成12年度末に廃棄済みであるとの実施機関の説明には合理性があり、その他、実施機関が本件文書を保有していることを窺わせるものは一切認められない。

(ウ) したがって、実施機関が本件決定を行った時点では、そもそも平成11年度の受理票（受領証）は存在しなかったと認められる。

イ 次に、異議申立人は、安房支庁でなく中央旅券事務所で開示請求を処理したことは条例違反である旨主張するので、以下検討する。

(7) 行政文書の開示請求は、条例第5条の規定により実施機関に対して行うこととされており、条例第12条の規定により開示・不開示の決定も実施機関の名において行うこととされている。

また、「知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」では、各出先機関は、当該出先機関が保有する行政文書について開示請求書の受付事務を行うことになっていることが認められる。

(4) したがって、開示請求書がある出先機関に提出された場合で、当該出先機関が開示請求に係る行政文書を保有していないか又はそもそも所管していないときは、当該行政文書を保有し又は所管する他の本庁の課（室）局又は出先機関に対し開示請求書を転送し、当該転送を受けた本庁の課（室）局又は出先機関が開示請求に係る事務を処理することは当然の事務処理であって、また、開示請求書を転送しなければ、むしろ開示請求者にいたずらな負担を強いることにもなりかねないと認められる。

すると、旅券発給業務に係る事務処理は上記(2)のとおりであるから、安房支庁に提出された開示請求書を中央旅券事務所に転送し、同事務所で開示請求に係る事務を処理することには、何らの違法性も認められない。

ウ 以上のとおり、本件決定は妥当なものと判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、パスポートの交付日を記録していない旨主張するが、行政文書の不開示に係る判断は上記(3)のとおりであり、異議申立人の実施機関の旅券発給業務に関する主張は本件開示請求に係る行政文書の存否に関する当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件開示請求に対し、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
14. 2. 22	諮問書の受理
14. 3. 29	実施機関の理由説明書の受理
14. 5. 8	異議申立人の意見書の受理
14. 6. 19	審議
14. 11. 15	審議 実施機関から不開示理由の聴取
14. 12. 13	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大友道明	弁護士	
瀧上信光	千葉商科大学政策情報学部教授	
古幡浩	城西国際大学講師	部会長
横山清美	環境パートナーシップちば代表	

(五十音順：平成14年12月13日現在)